

○八女市新築マイホーム取得支援補助金交付要綱

平成28年3月31日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市への転入及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、八女市内に新たに住宅を取得する者に対し、新築マイホーム取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 新築住宅を住所として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所に永く住むために生活の本拠を有することをいう。
- (2) 住宅 玄関、トイレ、台所及び居室を有し、利用上の独立性を有する建物（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅については、事業の用に供する部分とは別に玄関、トイレ、台所及び居室等を有するもの）をいう。
- (3) 新築住宅 自己の居住の用に供するため、市内に新しく建築した住宅又は購入した住宅（建築後居住の用に供されていないものに限る。）をいう。
- (4) 取得 自己を名義人として建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を完了すること（贈与又は相続による場合を除く。）をいう。
- (5) 転入世帯 新築等住宅の取得の日を挟んだ前後それぞれ1年間に八女市に転入し、かつ、当該転入した日の前日から起算して前3年間に八女市に住所を有したことがない者を1人以上含む世帯をいう。
- (6) 新婚世帯 戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻（再婚を含む。）の届出後5年を経過していない夫婦（少なくともそのいずれか一方が40歳未満のものに限る。）を含む世帯をいう。
- (7) 子育て世帯 子ども（出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子）を扶養している世帯をいう。

(8) 世帯 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の規定により編成される住民基本台帳における世帯をいう。

(9) 市税等 市税、国民健康保険税及び税外徴収金をいう。

(平28.5.11・令5.3.9・令5.12.1・一部改正)

(交付対象要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 新築住宅の所在地を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者。
ただし、単身赴任その他の市長がやむを得ないと認める事由により一時的に市内に居住していないときは、この限りでない。

(2) 新築住宅の取得の日から4年を経過していない者

(3) 新築住宅が共有名義である場合は、持ち分が2分の1を超える者。ただし、当該新築住宅の持分が2分の1を超えている者がいないときは、当該所有権を有する者(以下「所有権者」という。)のうち、他の所有権者の同意を得て選定された代表者とする。

(4) その属する世帯を構成する者(第1号ただし書に該当する場合にあっては新築住宅に入居する世帯を構成する者を含む。)が、次のいずれにも該当すること。

ア 3年を超えて定住する意思を有していること。

イ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

ウ 市税等を滞納していないこと。

エ 八女市暴力団排除条例(平成22年八女市条例第10号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

オ 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(平30.12.12・平31.3.27・令5.3.9・令5.12.

1・一部改正)

(補助金の種類)

第4条 補助金の交付は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める方法に行うものとする。

(1) 定住三年補助金 次条の規定に基づき、新築住宅に係る固定資産税相当額を、申請者本人に固定資産税の課税が発生した年度から3年を限度として交付する。

(2) 一時補助金 補助金の交付認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）が、第6条第1項の規定により補助金の交付の申請をした日において、当該認定申請者が属する世帯が次に掲げる世帯に該当するときは、それぞれに定める額を交付する。

ア 転入世帯 1世帯につき20万円

イ 新婚世帯又は子育て世帯 1世帯につき10万円

（平30.12.12・令5.3.9・令5.12.1・一部改正）

（定住三年補助金の額）

第5条 定住三年補助金の額は、新築住宅の固定資産税額（固定資産税課税台帳に登録された当該家屋の課税標準額に、八女市税条例（昭和29年八女市条例第17号）第62条に規定する税率を乗じて得た額をいう。）に相当する額とし、15万円を上限とする。ただし、取得する住宅が、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第16条の規定による固定資産税の減額の適用を受けるものである場合にあっては、減額後の税額とする（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。

（令5.12.1・一部改正）

（補助金の認定申請）

第6条 認定申請者は、八女市新築マイホーム取得支援補助金認定申請書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、書面での提出に代えて、インターネットを利用した所定のフォームへの入力及び必要な書類のアップロードによる申請（以下「インターネット申請」という。）を行うことができるものとする。

(1) 新築住宅の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）の写し

(2) 新築住宅の各階の間取図

(3) 運転免許証、健康保険証、個人番号カード（表面に限る。）その他の公的機関が発行する申請者の身分を証する書類の写し（インターネット申請の場合に限る。）

(4) 戸籍謄本（新婚世帯に該当する場合）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、認定申請者（同一世帯の者を含む。次項において同じ。）が暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等関係者」という。）であるかについて、警察に照会することができる。

3 市長は、認定申請者が前項の暴力団等関係者に該当することが確認できたときは、補助金の認定申請を却下する決定を行うものとする。

4 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、八女市新築マイホーム取得支援補助金認定審査結果通知書により、認定申請者に通知するものとする。

（平28.5.11・平30.12.12・一部改正、令5.3.9・旧第7条繰上・一部改正、令5.12.1・令8.3.31・一部改正）

（補助金の交付申請等）

第7条 前条の認定を受け補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、八女市新築マイホーム取得支援補助金交付申請書兼請求書（以下「交付申請書兼請求書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、書面での提出に代えてインターネット申請を行うことができるものとする。

2 定住三年補助金において、交付申請者は、交付申請書兼請求書を当該年度に属する3月31日までに市長に提出しなければならない。

（令5.3.9・旧第8条繰上・一部改正、令5.12.1・令8.3.31・一部改正）

（補助金の交付）

第8条 市長は、交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、八女市新築マイホーム取得支援補助金交付決定通知書により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をしたときは、速やかに当該年度の補助金を一括して支払うものとする。

(令5. 3. 9・旧第9条繰上・一部改正、令8. 3. 31・一部改正)

(変更申請)

第9条 交付申請者は、第6条の規定による認定申請の内容を変更するときは、八女市新築マイホーム取得支援補助金変更認定申請書に必要書類を添えて市長に提出し、その認定を得なければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、八女市新築マイホーム取得支援補助金変更認定（不認定）通知書により、当該交付申請者に通知するものとする。

3 第6条から前条までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。この場合において、第6条第1項各号に掲げる書類は、変更に係るものを添付するものとする。

(平30. 12. 12・一部改正、令5. 3. 9・旧第10条繰上・一部改正、令8. 3. 31・一部改正)

(交付の中止)

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、補助金の交付を受けることを中止したいとき、又は次条各号のいずれかに該当するときは、市長に八女市新築マイホーム取得支援補助金交付中止届（次項において「中止届」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、中止届の提出があったときは、補助金の交付を中止するものとする。

(令5. 3. 9・旧第11条繰上・一部改正、令8. 3. 31・一部改正)

(認定決定の取消し)

第11条 市長は、補助金受給者の属する世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、八女市新築マイホーム取得支援補助金認定取消通知書により補助金の認定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付期間に、補助金受給者又は補助金受給者の属する世帯全員が転出し、他の市区町村の住民基本台帳に登録されたとき。

(2) 第3条に規定する交付対象要件に該当しなくなったとき。

(3) 偽りその他不正の行為により交付対象世帯となったとき。

- (4) 第10条第1項に規定する変更申請を行わないとき。
- (5) 申請年度に賦課された交付申請者に係る固定資産税を、当該年度内に納付しないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象者として適当でないとするとき。

(令5. 3. 9・旧第12条繰上・一部改正、令8. 3. 31・一部改正)

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金受給者が前条各号のいずれかに該当した場合又は不正に補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還させるものとする。

2 前項に規定する補助金の返還については、八女市新築マイホーム取得支援補助金返還命令書により補助金受給者に通知するものとする。

(令5. 3. 9・旧第13条繰上・一部改正、令8. 3. 31・一部改正)

(様式)

第13条 この要綱の規定による申請等に関し作成する申請等の様式については、市長が別に定める。

(令8. 3. 31・追加)

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令5. 3. 9・旧第14条繰上、令8. 3. 31・旧第13条繰下)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度から令和9年度までの補助金について適用する。

(平31. 3. 27・令4. 3. 28・令7. 3. 27・一部改正)

附 則 (平成28年5月11日決裁)

この要綱は、平成28年5月16日から施行し、この要綱による改正後の八女市新築マイホーム取得支援補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月2日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月12日決裁)

この要綱は、平成30年12月12日から施行し、改正後の八女市新築マイホーム取得支援補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月27日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の本要綱の規定は、同日以後の申請その他の手続について適用する。

附 則（令和4年3月28日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月9日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の旧書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年12月1日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の旧書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和7年3月27日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。